

東松島市

子育て短期支援事業

● ショートステイ事業 ●

- ・保護者が疾病の場合
- ・育児疲れなど、身体上又は精神上的の理由がある場合
- ・出産、看護、事故など、家庭養育上の理由がある場合
- ・冠婚葬祭など、社会的な理由がある場合
- ・経済的問題などにより、緊急一時的にお子さんの保護を必要とする場合 など

※宿泊を伴います
原則1泊2日以上
(7日以内)

親子ショートステイ

育児疲れのためゆっくりしたいけど、子どもだけで預けるのは不安・・・
お父さんが不在の間、母子だけで過ごすのは不安・・・
そんな時は、お母さんとお子さんが一緒に利用することもできます

※午後5時から
午後10時まで

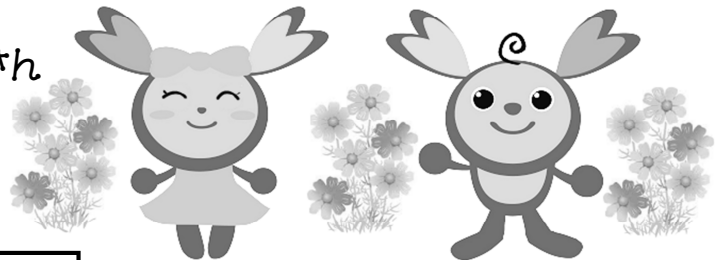
● トワイライトステイ事業 ●

保護者が仕事などの理由により夜間不在となり、
家庭において育児ができない場合 など

● 利用の要件 ●

対象：市内に住所がある0歳から18歳未満のお子さん

健康で日常生活に支障のないお子さん



相談・お申込み 東松島市子育て支援課 子育て支援係
お問い合わせ先 TEL 0225-82-1111(内線:1182・1420・1456)

※裏面に利用料金表があります。

● 利用の流れ ●

利用相談・・・子育て支援課の窓口で、利用希望日やお子さんの様子等を伺います。

あずかり先の調整

利用申し込み・・・利用日の1週間前までに手続きをお願いします。

利用決定・・・市から「利用決定通知書」を送ります。

利用・・・利用開始時間までに保護者があずかり先へお子さんを送ります。

利用後はお迎えをお願いします。(送迎が難しい場合は、あずかり先の送迎も可能です。)

利用料金の支払い・・・市から納付書を送りますので指定金融機関にてお支払いをお願いします。

● 利用料金 ●

【ショートステイ】

区分		利用者負担額(対象児童1人当たり日額)		
		2歳未満児	2歳以上児	親子ショートステイ時保護者
ひとり親世帯	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
	その他の世帯	5,350円	2,750円	750円

【トワイライトステイ】

区分		利用者負担額(対象児童1人当たり日額)
ひとり親世帯	生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	300円
その他の世帯	生活保護受給世帯	0円
	市民税非課税世帯	300円
	その他の世帯	750円

【送迎・付き添い】

区分		利用者負担額(対象児童1人当たり日額)
ひとり親世帯		0円
その他の世帯	市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	500円